

京都市再エネ電気プラットフォームの登録に関する要領

1 目的

京都市では、2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、エネルギーの転換に取り組んでいます。「再エネ電気を利用する」視点から再エネ導入量の拡大を図るため、市民や事業者など需要側の選択を促進する仕組みづくりの一環として、再生可能エネルギー由来の電気を京都市内に供給する事業者を募集し、その事業者が提供する電気プランを「京都市再エネ電気プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）において紹介します。また、京都市内で再生可能エネルギーを供給する事業者の情報発信等を通じて、脱炭素ビジネスを支援する環境づくりを推進します。このことにより、市内で再エネ電気を供給する事業者を支援し、更なる再生可能エネルギーの供給を促します。

2 登録要件

(1) 小売電気事業者の要件

ア 小売電気事業者の要件

プラットフォームに登録申請することができる小売電気事業者は、「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に定める以下の要件を全て満たす事業者とします。

(ア) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること

「電力の小売営業に関する指針（経済産業省）」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施してください。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者で、電源構成の情報を開始していない場合は、事業開始日から1年間に限って、開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなします。

(イ) 環境評価に関する以下4項目について、別表1に定める得点の合計が70点以上であること

- ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
- ② 再生可能エネルギーの導入状況
- ③ 未利用エネルギーの活用状況
- ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

イ 除外規定

次のいずれかに該当する場合は、登録対象から除きます。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者
- (イ) 事業を円滑かつ継続的に実施・遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有さない者（債務超過の状態にある者）
- (ウ) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (エ) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている者
- (オ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力

- 団密接関係者が関与している者
(カ) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある者

(2) 電気プランの要件

上記(1)小売電気事業者の要件を満たす者が提供する電気プランのうち、再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの割合の合計が、全国平均値より高いプランであること。

再生可能エネルギー及び未利用エネルギーとは、別表1に記載するものとします。また、全国平均値については、電気事業低炭素社会協議会が公表するフォローアップ実績における電源別構成の再エネ比率を用います。

なお、電気プランの掲載に当たっては、再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの割合の合計が大きい順に掲載します。割合が同じ電気プランが複数ある場合は、市内に本社がある事業者の電気プランを優先し、その他は五十音順とします。

3 選択を促進するための任意事項

上記2(2)電気プランの要件を満たすものについて、市民や事業者において、プラットフォームに登録された電気プランを選択する判断材料として用いる任意事項は、以下のとおりとします。

- (1) 持続可能な発電方法に関する特記事項
- (2) 特定の地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視しているか否か
- (3) その他の特色

4 登録申請方法

(1) 登録申請書類

申請者は、表1の登録申請書類を作成してください。

表1 登録申請書類一覧

様式1	京都市再エネ電気プラットフォーム登録申請書
様式2	京都市再エネ電気プラットフォーム登録申請に係る誓約書
様式3	京都市再エネ電気プラットフォーム登録事項

(2) 登録申請方法及び期間

登録申請書類一式を、電子メールにより、以下の申請窓口まで提出してください。申請期間は設けていませんので、随時、申請いただけます。

【登録申請窓口】

京都市環境政策局地球温暖化対策室（「再エネ電気プラットフォーム」担当）

電話 075-222-4555 E-mail ge@city.kyoto.lg.jp

(3) 申請書類の取扱い

- ア 申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。
- イ 申請書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。

ウ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

5 登録

(1) 登録

提出書類の審査を行い、京都市再エネ電気プラットフォームに係る電気プランの審査結果通知書（様式4又は様式5）により、審査結果を申請者に通知します。本要領で示している要件を全て満たすと確認された場合は、確認されたものから順次プラットフォームに登録します。

なお、各事業者が登録のための要件を満たしているかについて、市から確認を求める場合があります。

(2) 登録の変更・廃止

登録した電気プランについて、事業者が登録内容の変更や登録の廃止を希望するときは、京都市再エネ電気プラットフォーム登録変更申請書（様式6）又は京都市再エネ電気プラットフォーム登録廃止申請書（様式7）により申請してください。

(3) 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、市の判断・決定において登録を抹消します。

ア 登録の申請内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合

イ 関連する事業者等に対する市民からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合

(4) 登録要件の見直し

本プラットフォームの運用について、運用状況や社会情勢等を勘案し、必要に応じて登録要件等の見直しを行う場合があります。見直し等に際しては事業者などが対応するための期間を設けます。

6 公表

京都市ホームページ等において、「再エネ電気」プランとして、事業者名や電気プランの内容等を掲載します。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。